

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の運用 解釈

(令和5年4月施行の改正部分)

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する 条例の運用解釈

目 次

I 条例改正の趣旨	3
II 条例の運用解釈	4
第2条 定義	4
第3条 区の責務.....	6
第4条（区民等の責務）	7
第8条の2（給餌による悪影響の禁止）	8
第12条（環境美化推進重点地区）	9
第13条（指導及び勧告）	10
第14条（公表）	11

I 条例改正の趣旨

区は、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関し、区、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境を確保することを目的に港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（以下「環境美化条例」と言います。）を制定し、様々な施策に取り組んでいます。

給餌により集まるハト等のフン、鳴き声等の被害等への対応については、環境美化条例に規定が無いことから、過去の事案発生時の際は、注意喚起のみに留まり、課題解決に相当の時間を要していました。

これを踏まえ、給餌により生活環境に悪影響が生じている事への対応を強化し、より一層の環境美化の推進を図るため、環境美化条例の一部を改正しました。

第2条 定義

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、二 略

三 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に餌を与えること（餌を目当てに動物が集散することを認識しながら、動物が食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。）をいう。

四 給餌による悪影響 次のいずれかに該当するものにより、周辺住民の生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる状態をいう。

イ 給餌による餌を目当てに集散する動物の鳴き声その他の音

ロ 給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集散する動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気

ハ 給餌による餌を目当てに集散する動物の毛又は羽毛の飛散

ニ 給餌による餌を目当てに集散する動物の威嚇行為又は破壊行為

五～十三 略

- 第2条3項「餌を目当てに動物が集散することを認識しながら、動物が食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為」とは、周囲に動物がいる、または、餌があれば現れうる場所（私有地を除く）において、動物の餌となるものを置く、または放置することを指し、その行為を、動物が餌を食べる可能性があるとして認識している行為と判断し、給餌しているとみなすこととします。

No	Q	A
1	なぜ動物を限定しないのか。	改正の目的は、給餌行為による悪影響を生じさせることを禁止することであることから、対象となる動物は限定しないこととしました。また、仮に動物を限定した場合、注意・指導の際に条例対象外の動物

		に給餌していたと主張され、本来の目的を果たせなくなる懸念があるためです。
2	「集散することを認識しながら」とあるが、「集まると思わなかった」と言われたらどういった対応をとるのか。	指導の際に、「給餌すると動物が集まる」ことを伝え、再発を防止します。

第3条 区の責務

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止に必要な施策を推進しなければならない。

2、3 略

4 区は、区民等、事業者及び地域活動団体に対し、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止のための意識の啓発及び活動の支援を行わなければならない。

- 第3条4項 「活動の支援」はケースに応じて地域住民と警察に相談しながら解決を図るもので、トラブルの仲裁、町会自治会との連携、福祉支援へつなぐための働きかけなど、支援内容は状況に応じて適切に判断していきます。

No	Q	A
1	給餌による悪影響を生じさせている人がいる場合の指導の手順は。	職員が声掛けを行います。 給餌によって周辺環境に及ぼす悪影響を具体的に伝え、繰り返す場合は、複数回、口頭、書面による指導を行います

第4条（区民等の責務）

第四条 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2～4 略

5 区民等は、給餌をするときは、周辺住民の生活環境に配慮するよう努めなければならない。

- 第4条5項 「周辺住民の生活環境に配慮」とは、給餌をする場所の周辺住民の生活環境に、給餌による悪影響が生じることのないような配慮を指します。

No	Q	A
1	具体的にはどんな配慮が必要なのか。	給餌をした場合は、残さ、ふん尿、羽毛や毛など、給餌をする前にはなかったものを片付けてください。また、大量の給餌を行う事で、複数の動物が集まり、騒音を立てることが考えられます。給餌の量や回数も適度にし、周りの人に被害が及ばないように配慮してください。

第8条の2（給餌による悪影響の禁止）

第八条の二 区民等は、公共の場所で給餌による悪影響を生じさせてはならない。

- 公共の場所において給餌による悪影響を生じさせることを禁止する条文であり、違反した場合は、指導等の対象となります。ただし、本条文は、給餌行為自体を禁止するものではありません。
- 私有地であっても、基本的に所有や占有をしていない動物は、人間の定めた境界を理解するわけではないため、公共の場所に被害を及ぼす可能性もあります。その際は第8条の2の規定を根拠に指導します。

地域猫活動の一環としての給餌は、当然に給餌後の残さの片付けや周辺環境への配慮が伴うものであり、給餌による悪影響を発生させないものとの認識です。このことから、地域猫や地域猫になる前の猫への適切な管理がされた給餌や給水は本条例の対象にはなりません。

No	Q	A
1	給餌を禁止しなかったのはなぜか。	環境美化を目的としている本条例において、給餌行為自体は目的に反しているとはいえません。給餌行為によって、環境美化が損なわれるという場面で初めて、条例の目的にそぐわない行為として規制が可能と考えます。
2	地域猫活動に対し、条例違反だと言われたらどうするのか。	給餌行為自体を禁止していない旨の説明や悪影響と主張される状況を確認する等、区が啓発や説明を行うほか、地域猫活動ボランティアの方々が活動する際に説明がしやすいパンフレットなどを作成することで、協力しながら周知を行います。

第 12 条（環境美化推進重点地区）

第十二条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑を特に防止する必要があると認める地域又は区民等、事業者及び地域活動団体が積極的に清掃活動等に取り組んでいると認める地域を環境美化推進重点地区（以下「美化重点地区」という。）に指定することができる。

2 区長は、美化重点地区において、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関と協働し、又は連携し、吸い殻等及び空き缶等の散乱、給餌による悪影響並びに喫煙による迷惑の防止に関する施策を重点的に実施するものとする。

- 「施策を重点的に実施」とは、美化重点地区に指定した場所において区、地域活動団体、事業者などと連携・協働して、重点的にキャンペーンやPR活動などを行うことを想定しています。

No	Q	A
1	給餌で「環境美化推進重点地区」を指定する必要があるのか。	人を怖がらない動物が複数いる、または出現する場所であり、人目につきづらい場所など、無責任な給餌がしやすい場所は、給餌による悪影響が発生しやすいと考えられます。給餌による悪影響が頻発する場合などは、重点地区に指定し、対策が必要です。
2	「環境美化推進重点地区」に指定する効果は。	指定することで、見回りや周知啓発を強化することができます。また、重点地区は公表されるため、注目されることで抑止効果があると考えます。
3	給餌による悪影響で「環境美化推進重点地区」になるとどのような取組を行うのか。	区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関と連携し、見回りの強化、標示板の掲示等が想定されます。

第 13 条（指導及び勧告）

区長は、第八条から第十条までの規定に違反したものに対し、必要な指導を行うことができる。

2 区長は、第八条の二、第九条第四項又は第十条の規定に違反したもので前項の指導を受けてこれに従わないものに対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。

3 区長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第十五条の港区環境美化審査会の意見を聴かなければならない。

No	Q	A
1	どのような場合に給餌による悪影響の「指導」を行うのか？	過剰な給餌等により、給餌による悪影響が生じている場合であって、当該個人又は事業者が特定した場合に指導を行います。
2	「指導」は、具体的には誰がどのように行うのか？	職員が啓発を含めての注意を行います。対象が特定され、何度も条例違反を繰り返す者については、職員が口頭又は文書指導を行います。
3	「期間を定めて勧告する」とあるが、期間はどのくらいか。	事案や地域の実情なども勘案しながら決めていきます。
4	タバコルールで「指導・勧告・公表」があるのは事業者だが、本改正で区民にも適用する理由は？	給餌による悪影響が生じる場合、その当事者は個人であるケースが多く、併せて給餌による悪影響は、ただちに生活上の影響が大きいと考えられるためです。
5	地域猫活動は「指導」の対象になるのか。	地域猫活動の一環としての給餌は、当然に給餌後の残さの片付けや周辺環境への配慮が伴うものであり、給餌による悪影響を発生させないものとの認識です。このことから、地域猫や地域猫になる前の猫への適切な管理がされた給餌や給水は、指導対象にはなりません。

第 14 条（公表）

第十四条 区長は、前条第二項の規定に基づく勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けたものにその理由を通知し、そのものが意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、次条の港区環境美化審査会の意見を聴かななければならない。

No	Q	A
1	公表内容は。	氏名、所在地、条例違反の内容を公表します。具体的には、施行規則に明示しています。
2	どのような形式で公表を行うのか。	港区役所前の掲示板に公表内容を掲示するほか、港区ホームページでの公開を予定しています。
3	意見を述べ、証拠を提示する機会とは、どのようなことを考えているか？	書面提出による弁明を想定しています。
4	公表の期間はどのくらいを想定しているか？	1年を考えています。ただし、改善が見られ、公表の必要がなくなった場合は短縮されるものと考えています。